

ICカード乗車券取扱規則

(2007年2月1日制定)

第1章 総 則

第1条	目的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	用語の意義	1
第4条	契約の成立及び適用規定	2
第5条	使用方法及び制限事項	3
第6条	運賃等	4
第6条の2	普通旅客運賃に加算してS F残額から減額する 鉄道駅バリアフリー料金	4
第6条の3	京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の 各駅相互発着となる場合の運賃	5
第6条の4	乗継運賃	6
第6条の5	成田空港線の各駅相互発着となる場合の運賃	7
第6条の6	北総線各駅に乗り継ぐ場合の運賃	7
第6条の7	小児片道普通旅客運賃	7
第7条	個人情報の取扱い	7
第8条	旅客の同意	7
第9条	取扱区間	8
第10条	制限または停止	8

第2章 発 売

第11条	発売	8
第12条	チャージ	8
第13条	S F残額の確認	9

第3章 運 賃

第14条	IC S F乗車券における運賃の減額	9
第14条の2	IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額	10
第15条	当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額	10
第16条	身体障害者割引および知的障害者割引	11
第16条の2	身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理	11

第4章 効 力

第17条	効力	12
第18条	再印字	12
第19条	記名P A S M Oの個人情報変更	12
第20条	無効となる場合	12
第21条	不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受	13

第5章 再発行・交換

第22条	紛失再発行	13
第23条	障害再発行	15
第24条	PASMOの交換および移替え	16
第25条	免責事項	16

第6章 払いもどし

第26条	払いもどし	17
------	-------	----

第7章 特殊取扱

第27条	PASMOの変更	18
第28条	同一駅で出場する場合	18
第29条	列車の運行不能の場合の取扱い	19

第8章 ICカードの相互利用

第30条	ICカード等の相互利用	19
第31条	ICカードの相互利用において取扱わない業務	20
第32条	相互利用におけるICカード発行事業者に基づく取扱い	21

京成電鉄株式会社 I Cカード乗車券取扱規則

制 定 2007年 2月 1日

最終改定 2024年 3月16日

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、京成電鉄株式会社（以下「当社」という。）における、I Cカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社において旅客の運送等を行う I Cカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

2 前項にかかわらず、一体型 P A S M O については次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第 1 1 条 (発売)

(2) 第 1 8 条第 2 項 (再印字)

(3) 第 2 2 条および第 2 3 条 (再発行)、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う。

(4) 第 2 4 条 (P A S M O の交換および移替え)

(5) 第 2 6 条 (払いもどし)

3 当該 P A S M O に定期乗車券、または企画乗車券が付加されていない場合は、前項第 1 号および第 2 号の取扱いを除き、第 1 項により取扱う。

4 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ホームページ等への掲載等により告知するものとする。

5 この規則が改定された場合、以後の I Cカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

6 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定める P A S M O 取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

第 3 条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「I Cカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。

- (2) 「IC取扱事業者」とは、PASMO取扱規則に規定するPASMO取扱事業者をいう。
- (3) 「IC鉄道事業者」とは、前号に規定するIC取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- (4) 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、ICカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。
- (5) 「ICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するICカード乗車券をいう。
- (6) 「無記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に使用者の情報等を記録しない、持参人の使用に供するPASMOをいう。
- (7) 「記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に使用者の氏名、性別、生年月日等を記録した記名人本人の使用に供するPASMOをいう。
- (8) 「一体型PASMO」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者（以下「提携先」という）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名PASMOをいう。
- (9) 「大人用PASMO」とは、記名人が大人である記名PASMOをいう。
- (10) 「小児用PASMO」とは、記名人が小児であって小児のみが使用に供することのできる記名PASMOをいう。
- (11) 「IC定期乗車券」とは、IC鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名PASMOに付加したICカード乗車券をいう。
- (12) 「IC企画乗車券」とは、IC鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をPASMOに付加したICカード乗車券をいう。
- (13) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金することをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが収受するPASMOの使用権の代価をいう。
- (15) 「改札機等」とは、ICカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16) 「精算機等」とは、ICカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17) 「最低運賃相当額」とは、第6条第2項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。
- (18) 「乗継駅」とは、乗継割引適用区間で、一旦改札を出て他の鉄道事業者線へ乗換える駅をいう。
- (19) 「乗換駅」とは、同一事業者内の路線相互間で、一旦改札を出て乗換える駅をいう。

(契約の成立および適用規定)

第4条 ICカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 2 前項にかかわらず、I C定期乗車券またはI C企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券または企画乗車券を発売したときに成立する。
- 3 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法および制限事項)

- 第 5 条 I Cカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のI Cカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
- 2 出場時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。
 - 3 I Cカード乗車券のS Fを使用して定期乗車券、別のP A S M Oおよび当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
 - 4 入場時に使用したI Cカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該I Cカード乗車券で再び入場することはできない。
 - 5 次の各号のいずれかに該当するときは、I Cカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。
 - (1) 入場時にS F残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
 - (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) I Cカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等によるI Cカード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
 - (4) 記名P A S M Oまたは当社が別に定める無記名P A S M Oにおいては改札機等での入場または出場、S Fもしくは定期乗車券、企画乗車券の使用またはS Fのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。
 - (5) 一体型P A S M Oにおいては提携先の都合により、当該P A S M Oが使用できない状態となったとき、または有効期限が終了したとき。
 - 6 I Cカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
 - 7 I C定期乗車券またはI C企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第1項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
 - 8 記名P A S M Oは、当該記名P A S M Oに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
 - 9 小児用P A S M Oは、有効期限終了後は使用することができない。
 - 10 偽造、変造または不正に作成されたI Cカード乗車券、S F、定期乗車券または企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃等)

第 6 条 この規則における普通旅客運賃は、第 5 条第 1 項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、第 6 条の 2、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 6 条の 5 の各条によって区分した 1 円単位運賃とする。

3 旅客が第 5 条第 1 項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

- (1) 第 5 条第 7 項の規定によりほかの乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
- (2) 第 5 条第 7 項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(普通旅客運賃に加算して S F 残額から減額する鉄道駅バリアフリー料金)

第 6 条の 2 第 6 条の 3 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、同条の 5 第 4 項および同条の 6 第 1 項第 2 号に定める区間（以下「当該区間」という。）を乗車する場合、旅客営業規則第 1 4 0 条第 3 項第 1 号に定める鉄道駅バリアフリー料金を当該区間に定める大人片道普通旅客運賃に加算して S F 残額から減額する。

2 前項にかかわらず、第 6 条の 3 第 1 項と第 5 項に定める区間の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合、同条の 3 第 5 項に定める大人片道普通旅客運賃に限り鉄道駅バリアフリー料金を加算して S F 残額から減額する。

(京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着となる場合の運賃)

第 6 条の3 京成本線、東成田線、押上線、金町線および千葉線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	136円
3キロメートルをこえ 5キロメートルまで	157円
5キロメートルをこえ 10キロメートルまで	189円
10キロメートルをこえ 15キロメートルまで	262円
15キロメートルをこえ 20キロメートルまで	325円
20キロメートルをこえ 25キロメートルまで	377円
25キロメートルをこえ 30キロメートルまで	440円
30キロメートルをこえ 35キロメートルまで	492円
35キロメートルをこえ 40キロメートルまで	545円
40キロメートルをこえ 45キロメートルまで	608円
45キロメートルをこえ 50キロメートルまで	671円
50キロメートルをこえ 55キロメートルまで	733円
55キロメートルをこえ 60キロメートルまで	786円
60キロメートルをこえ 65キロメートルまで	849円
65キロメートルをこえ 70キロメートルまで	902円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、大人片道普通旅客運賃にそれぞれ次に定める運賃を加算する。

(1) 140円を加算する。

- ア 京成成田駅と空港第2ビルまたは成田空港駅間を乗車する場合
- イ 空港第2ビルまたは成田空港駅発着となる場合

- (2) 70円を加算する。
- ア 京成成田駅と東成田駅間または同区間と他の区間を乗車する場合
イ 東成田駅と空港第2ビルまたは成田空港駅間を乗車する場合
- 3 前項の規定にかかわらず、成田空港線の各駅に乗り継ぐ場合（空港第2ビルを乗換駅とする。）については、加算運賃を適用しない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、特定区間の普通旅客運賃は次に定める額とする。
- | | |
|--------------|------|
| 京成成田と成田空港間 | 262円 |
| 京成成田と空港第2ビル間 | 262円 |
| 空港第2ビルと成田空港間 | 147円 |
| 京成幕張本郷と京成千葉間 | 231円 |
| 京成幕張本郷と千葉中央間 | 231円 |
| 八広と菅野間 | 189円 |
| 八広と谷津間 | 325円 |
| 八広とユーカリが丘間 | 492円 |
- 5 千原線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。
- | | |
|------------------------|------|
| 3キロメートルまで | 189円 |
| 3キロメートルをこえ 5キロメートルまで | 251円 |
| 5キロメートルをこえ 6キロメートルまで | 272円 |
| 6キロメートルをこえ 7キロメートルまで | 293円 |
| 7キロメートルをこえ 8キロメートルまで | 314円 |
| 8キロメートルをこえ 9キロメートルまで | 325円 |
| 9キロメートルをこえ 10キロメートルまで | 346円 |
| 10キロメートルをこえ 11キロメートルまで | 367円 |
- ※別表第1号のとおり
- 6 電鉄線の各駅と成田空港線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。
- (1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。
※別表第1号の2のとおり
- (2) 京成成田～空港第2ビル間（京成上野起点67.8キロ）を接続点として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。
※別表第1号の3のとおり

（乗継運賃）

- 第6条の4 前条の規定にかかわらず、谷津駅もしくは京成津田沼から京成千葉間の各駅と千原線の各駅との相互間を乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。
- (1) 谷津もしくは京成津田沼から新千葉間の各駅と千原線の各駅との相互間

千葉中央駅から谷津もしくは京成津田沼から新千葉間の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から40円を差し引いた額とする。

(2) 京成千葉駅と千葉寺もしくは大森台駅との相互間

千葉中央駅から京成千葉駅間の大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線のうち、千葉寺もしくは大森台駅との相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から50円を差し引いた額とする。

(3) 京成千葉駅と学園前からちはら台間の各駅との相互間

千葉中央駅から京成千葉駅間の大人片道普通旅客運賃と千葉中央駅から千原線のうち、学園前からちはら台間の各駅相互となる大人片道普通旅客運賃を併算した額から70円を差し引いた額とする。

(成田空港線の各駅相互発着となる場合の運賃)

第6条の5 成田空港線の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	210円
3キロメートルをこえ5キロメートルまで	314円
5キロメートルをこえ7キロメートルまで	388円
7キロメートルをこえ9キロメートルまで	462円
9キロメートルをこえ11キロメートルまで	524円
11キロメートルをこえ14キロメートルまで	597円
14キロメートルをこえ17キロメートルまで	660円
17キロメートルをこえ20キロメートルまで	712円
20キロメートルをこえ23キロメートルまで	765円
23キロメートルをこえ26キロメートルまで	796円
26キロメートルをこえ29キロメートルまで	828円
29キロメートルをこえ33キロメートルまで	859円
33キロメートルをこえ37キロメートルまで	891円
37キロメートルをこえ41キロメートルまで	922円
41キロメートルをこえ45キロメートルまで	953円
45キロメートルをこえ49キロメートルまで	974円
49キロメートルをこえ52キロメートルまで	995円

2 前項の規定にかかわらず、特定区間の普通旅客運賃は次に定める額とする。

空港第2ビル～成田空港間 157円

3 第1項の規定にかかわらず、京成高砂～印旛日本医大間の各駅相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次に定める額とする。

3キロメートルまで	188円
3キロメートルをこえ 5キロメートルまで	279円
5キロメートルをこえ 7キロメートルまで	330円

7キロメートルをこえ 9キロメートルまで	379円
9キロメートルをこえ 11キロメートルまで	427円
11キロメートルをこえ 14キロメートルまで	475円
14キロメートルをこえ 17キロメートルまで	546円
17キロメートルをこえ 20キロメートルまで	617円
20キロメートルをこえ 23キロメートルまで	669円
23キロメートルをこえ 26キロメートルまで	720円
26キロメートルをこえ 29キロメートルまで	768円
29キロメートルをこえ 33キロメートルまで	811円

4 成田空港線の各駅と京成電鉄線の各駅間を相互に乗り継いで乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により算出するものとする。

(1) 京成高砂を接続駅として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の2のとおり

(2) 成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）を接続点として、それぞれの大人片道普通旅客運賃を併算するものとする。

※別表第1号の3のとおり

(北総線各駅に乗り継ぐ場合の運賃)

第6条の6 次の各号に定める大人片道普通旅客運賃は、別表第1号のとおりとする。

(1) 成田湯川・空港第2ビル・成田空港の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合

(2) 成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）を接続点として、京成電鉄線の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の7 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 記名P A S M Oにかかわる個人情報の取扱いは、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱区間)

第 9 条 当社における ICカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

第 10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限

2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 発 売

(発売)

第 11条 P A S M OはP A S M O取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名P A S M Oの購入を希望する旅客が ICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

2 旅客がP A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券をP A S M Oへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が ICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

3 旅客がP A S M Oに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券をP A S M Oへ発売する。

4 第2項および第3項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用P A S M Oに、小児の使用に供するものは小児用P A S M Oにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名P A S M Oに付加するときは、当該無記名P A S M Oを記名P A S M Oに変更する場合に限り取扱う。

5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用の通学定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第 12条 ICカード乗車券は、P A S M O取扱規則の定めにより ICカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

2 I C S F乗車券を使用して乗車し、出場時にS F残額が減額する運賃相当額に

満たない場合、およびI C定期乗車券またはI C企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつS F残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

- 3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(S F残額の確認)

第 13条 I Cカード乗車券のS F残額は、I Cカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 I Cカード乗車券のS F残額履歴の表示または印字はP A S M O取扱規則の定めにより、I Cカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。

- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

- (1) 出場処理がされていないS F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
- (3) 第22条または第23条の規定によりP A S M Oを再発行したときの再発行前のS F残額履歴
- (4) 第24条の規定によりP A S M Oを交換したときの交換前のS F残額履歴

- 4 当社においては、P A S M O取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定めるS F残額およびS F残額履歴のほか、最近のS F残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第22条または第23条の規定によりP A S M Oを再発行したときの再発行前のS F残額履歴および第24条の規定によりP A S M Oを交換したときの交換前のS F残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

- (1) 出場処理がされていないS F残額履歴
- (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴
- (3) 26週間を経過したS F残額履歴
- (4) 第22条または第23条の規定によりP A S M Oを再発行した当日における再発行前のS F残額履歴
- (5) 第24条の規定によりP A S M Oを交換した当日における交換前のS F残額履歴

第3章 運賃

(I C S F乗車券における運賃の減額)

第 14条 旅客がI C S F乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区

間に対する大人片道普通旅客運賃をSF残額から減額する。ただし、小児用PASMOにあっては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他のIC鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。
- 3 乗換駅を経由して着駅で出場する場合は、発着区間の片道普通旅客運賃相当額と当該乗換駅における収受額とを比較し、不足額は収受し過剰額は払いもどしをしないものとする。

(IC定期乗車券またはIC企画乗車券における運賃の減額)

第14条の2 旅客がIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、片道普通旅客運賃を減額する。

(→第17条「効力」)

(当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第15条 旅客がICSF乗車券を使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各IC鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用PASMOのSFから減額する旅客運賃にあっては、各IC鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

- 2 旅客がIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して入場した後、各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。
- 3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から4社局以内の各IC鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5社局以上を連続して乗車した場合であっても、4社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4社局以内を連続して乗車したものとみなして運

賃を減額する。

- 4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 5 I C鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一I C鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
- 6 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(身体障害者割引および知的障害者割引)

第 16 条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がI Cカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、I C S F乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、I C定期乗車券またはI C企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。

- 2 前項にかかわらず、各I C鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前条第1項から第4項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。
 - (2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、前条第5項に規定する割引額との重複についてはこの限りではない。

- 3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。

(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)

第 16 条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効 力

(効力)

第 17 条 ICカード乗車券取扱区間内において、ICSF乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ICSF乗車券1枚をもって1人が使用することができる。なお、無記名PASMOから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができる。
 - (2) 入場後は、当日限り有効とする。
 - (3) 途中下車の取扱いはしない。
 - (4) 乗継駅（および乗換駅）では、SF残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合、当該乗継駅（または乗換駅）での出場ができない。
 - (5) 乗継駅（および乗換駅）では、出場から再入場までの時間が60分を超えた場合、乗継（および乗換）の取扱いをしない。
- 2 PASMOに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、SFをチャージしたIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

(再印字)

第 18 条 ICカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、PASMO取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名PASMOの個人情報変更)

第 19 条 改氏名等により、記名PASMOを所持する旅客の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用してはならない。

- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

第 20 条 ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効と

する。この場合、無効となったI Cカード乗車券の取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後のI Cカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはI C定期乗車券およびI C企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
 - (3) 記名P A S M Oを記名人以外の者が使用した場合
 - (4) 券面表示事項が不明となったI Cカード乗車券を使用した場合
 - (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用P A S M Oを使用した場合
 - (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
 - (7) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
 - (8) 偽造、変造または不正に作成されたI Cカード乗車券もしくはS Fを使用した場合
 - (9) 旅客の故意または重大な過失によりI Cカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
 - (10) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、当社はその責めを負わない。

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 21条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第20条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第 22条 I C S F乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、P A S M O取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 I C定期乗車券またはI C企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したI C定期乗車券またはI C企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第3号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC定期乗車券またはIC企画乗車券を再発行する。また、一体型PASMOにおいては、次の第1号から第5号の条件を満たした場合に限って、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を再発行する。
- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 再発行するPASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
 - (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
 - (4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するIC定期乗車券またはIC企画乗車券1枚につき紛失再発行手数料520円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名PASMOの紛失再発行手数料はPASMO取扱規則の定めによる。
- 5 第2項により使用停止措置を行った一体型PASMOを使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。
- (1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第3項第1号から第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
 - (2) 企画乗車券については、第3項第2号および第3号の条件を満たしたうえ、ICカード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。
 - (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
 - (4) 第1号および第2号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第3項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。
- 6 当該IC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた

後、これを取り消すことはできない。また、紛失したI C定期乗車券またはI C企画乗車券が発見された場合に、当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失したI C定期乗車券またはI C企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモがI C定期乗車券またはI C企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第 23条 I C S F乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、P A S M O取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 I C定期乗車券またはI C企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつI C定期乗車券またはI C企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- 3 前項により再発行整理票が発行された当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該I Cカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のI Cカード乗車券を再発行する。また、一体型P A S M Oにおいては、次の第1号および第3号から第7号の条件を満たした場合に限って、I C定期乗車券またはI C企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行するP A S M Oに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (5) 旅客が当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券を呈示すること。
- (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (7) 旅客が障害状態となった当該一体型P A S M Oと株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

- 4 当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該I C S F乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いはP A S M O取扱規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失によりIC定期乗車券またはIC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第20条第9号により無効となった場合

(→第20条「無効となる場合」)

(PASMOの交換および移替え)

第24条 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用しているPASMOを、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOに予告なく交換することがある。なお、一体型PASMOにおいては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型PASMOを使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型PASMOの交換をする場合の取扱いは、PASMO取扱規則の定めにより、株式会社パスモおよび提携先から交換用の一体型PASMOの交付を受け、当社に、現在使用している一体型PASMOと当該交換用の一体型PASMOを持参し、かつ株式会社パスモからの交換用の一体型PASMOにかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を当該交換用の一体型PASMOへ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。

3 一体型PASMOを使用する旅客が、現在使用している一体型PASMOにおける記名PASMOの機能、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を、当社で発売できるICカード乗車券に移し替える場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、PASMO取扱規則の定めにより一体型PASMOの払いもどしおよびICカード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型PASMOに付加されていた定期乗車券、および企画乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ICカード乗車券に移し替える。なお、一体型PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

4 第2項の交換または第3項の移替えを行った後、交換または移替え前の記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能停止の取消または機能の復元、移し替えた記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできない。

(→第11条「発売」)

(→第26条「払いもどし」)

(免責事項)

第25条 PASMOの交換または再発行により、PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを発行したことによる旅客の損害等について

は、当社はその責めを負わない。

- 2 記名P A S M Oを紛失した旅客が、当該P A S M Oの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間および当該P A S M Oの払いもどしやS Fの使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型P A S M Oについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、P A S M Oを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

（払いもどし）

- 第 26 条 旅客は、P A S M Oが不要となった場合は、P A S M O取扱規則の定めにより払いもどしの請求をすることができる。この場合、当該取扱規則の定めにより所定の手数料を収受する。
- 2 旅客が、I C定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該I C定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める所定の手数料を収受の上払いもどしを行い、I C定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
 - 3 旅客が、I C企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は、次の各号のとおり取り扱う。
 - （1） 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める所定の手数料を収受の上払いもどしを行い、I C企画乗車券から企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
 - （2） 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める所定の手数料を収受の上払いもどしを行い、I C企画乗車券から企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
 - 4 旅客が、I C定期乗車券またはI C企画乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該I C定期乗車券、またはI C企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合（ただし、I C企画乗車券が

記名P A S M Oであった場合に限る。)は、定期乗車券、または企画乗車券の払いもどし、記名P A S M OはP A S M O取扱規則の定めにより払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める所定の手数料を収受し、払いもどし額は、定期乗車券、または企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

- 5 前各項の払いもどしを行う場合の手数料において、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし計算額が旅客営業規則等に定める所定の手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし計算額とS F残額の合算額が当該手数料額未満のときは、その合算額の同額を当該手数料として収受する。
- 6 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えのために一体型P A S M Oを払いもどす場合はP A S M O取扱規則の定めにより所定の手数料は収受しない。

第7章 特殊取扱

(P A S M Oの変更)

- 第 27条 旅客が無記名P A S M Oを差し出して、記名P A S M Oへの変更を申し出た場合は、P A S M O取扱規則の定めによりP A S M Oの変更を行う。なお、P A S M O取扱規則の定めにより、記名P A S M Oから無記名P A S M Oへの変更はできない。
- 2 旅客がP A S M O取扱規則の定めによる有効期限終了後の小児用P A S M Oを差し出して、大人用P A S M Oへの変更を申し出た場合は、P A S M O取扱規則の定めによりP A S M Oの変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

- 第 28条 旅客は、I C S F乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該I C S F乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が、I C定期乗車券またはI C企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該I C定期乗車券またはI C企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- (2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 2 次の各号により入場し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、当該入場駅の入場料金を支払い発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- (1) I C S F 乗車券を使用して入場した場合。
- (2) I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

- 第 29 条 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。
- 2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまる I C カード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- (1) I C S F 乗車券
- (2) S F をチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 定期乗車券
- (3) S F をチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 企画乗車券
- ア 発駅まで無賃送還をするとき
乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該 I C カード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。
- イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき
発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅において I C カード乗車券の S F 残額から減額する。

第８章 ＩＣカードの相互利用

（ＩＣカード等の相互利用）

第 30 条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード等については、第 3 条第 1 項第 1 号に定めるＩＣカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」
- (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」
- (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
- (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」
- (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」
- (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するＩＣカード
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」
- (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
- (11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」
- (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」

2 前項で定める一部のＩＣカード乗車券について、ＩＣカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3 第 1 項に定めるＩＣカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第 1 項に定める各ＩＣカードを発行する事業者の規則（以下、「ＩＣカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

（ＩＣカードの相互利用において取扱わない業務）

第 31 条 前条にかかわらず、次の各号に定めるＩＣカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号に定めるＩＣカード乗車券について
 - ア 第 11 条（発売）
 - イ 第 18 条第 2 項（再印字）
 - ウ 第 19 条第 2 項（記名 P A S M O の個人情報変更）
 - エ 第 22 条（紛失再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - オ 第 23 条（障害再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - カ 第 24 条（P A S M O の交換および移替え）
 - キ 第 26 条（払いもどし）

- ク 第27条（P A S M Oの変更）
- （2）前条第1項第4号から第12号に定めるICカード乗車券について
 - ア 第11条（発売）
 - イ 第18条第2項（再印字）
 - ウ 第19条第2項（記名P A S M Oの個人情報変更）
 - エ 第22条（紛失再発行）
 - オ 第23条（障害再発行）
 - カ 第24条（P A S M Oの交換および移替え）
 - キ 第26条（払いもどし）
 - ク 第27条（P A S M Oの変更）

（相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い）

第32条 以下の取扱いについては第30条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- （1） 第7条に定める個人情報の取扱い
- （2） 第20条により無効となったカードの取扱い

別表1号の2

Table with 146 columns and 146 rows representing station-to-station fares. The top row is '京成上野' and the bottom row is 'ちはら台'. Values are integers representing fare amounts, with some cells highlighted in green, yellow, or red.

☆ 普通旅客運賃表(高砂経由)

(2024年3月16日改定・IC運賃)

太字 … 乗継割引設定区間 ■ … 特定運賃区間

- 北総及び成田空港線相互間
本線～(高砂)～北総及び成田空港線
本線～(高砂・成田空港線経由)～B空港
北総及び成田湯川～B空港
本線～東成田(加算運賃を適用)

■小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。
但し、京成高砂を境界として京成線各駅と北総線(新柴又～印旛日本医大間)各駅を跨って乗車する場合(赤字で表記)は、京成線と北総線のそれぞれの小児運賃を併算した額とする。
例)上野～西白井間 大人:818円(京成:272円+北総:546円)→小児:409円(京成:136円+北総:273円)

別表1号の3

Table with 100 columns and 100 rows showing fare data for various stations. The table is a lower triangular matrix where each cell contains a fare value. The stations listed along the top and left edges include 京成上野, 日暮里, 新三河島, 千住大橋, 京成関屋, 堀切菖蒲園, お花茶屋, 青砥, 京成高砂, 新柴又, 矢切, 北国分, 秋山, 東松戸, 松飛台, 大町, 新鎌ヶ谷, 西白井, 白井, 小室, 千葉NT中央, 印西牧の原, 印旛日本医大, 成田湯川, 京成小岩, 江戸川, 国府台, 市川真間, 普野, 京成八幡, 鬼越, 京成中山, 京成西山, 海神, 京成船橋, 大神宮下, 船橋競馬場, 谷津, 京成津田沼, 京成大久保, 実籾, 八千代台, 京成大和田, 勝田台, 志津, ユーカリが丘, 京成臼井, 京成佐倉, 大佐倉, 京成酒々井, 京成参道, 公津の社, 京成成田, 空港第2ビル, 成田空港, 東成田, 京成立石, 四ツ木, 八広, 京成曳舟, 押上, 京成金町, 京成幕張本郷, 京成幕張, 検見川, 京成稲毛, みどり台, 西登戸, 新千葉, 京成千葉, 千葉中央, 千葉寺, 大森台, 学園前, おゆみ野, ちはら台.

★普通旅客運賃表(接続点経由)

(2024年3月16日改定・IC運賃)

太字 … 乗継割引設定区間 赤 … 特定運賃区間

- 復乗区間(本線運賃適用)
本線～(接続点)～北総及び成田空港線
本線～(高砂)～成田空港線～(接続点)～本線
北総及び成田空港線～(高砂)～本線～(接続点)～北総及び成田空港線
東成田～2ビル・空港(70円加算運賃を適用)
本線～本線空港(140円加算運賃を適用)
北総及び成田空港線～(高砂)～本線空港

小児運賃の算出法は、大人旅客運賃を折半し、1円未満のは数を切り捨てた額とする。
但し、京成高砂を境界として、京成線高砂以遠(柴又方、青砥方、京成小岩方)の各駅と北総線(新柴又～印旛日本医大間)各駅を跨って乗車する場合(赤字で表記)は、京成高砂を境界としたそれぞれの区間の小児運賃を併算した額とする。

例) 新柴又～矢切間 大人: 1958円 → 経路は、新柴又～(北総線)～京成高砂 … 京成高砂～(京成本線)～接続点～(成田空港線・北総線)～矢切
大人188円 → 小児94円 大人1770円 → 小児885円 ⇒ 左記を併算し、979円